

令和4年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
人事給与システム賃貸借(ソフトウェア使用及び保守契約)	自 R4.10.1 ～ 至 R5.9.30	株式会社ジーシーシー	前橋市上大島町96	1,586,640	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、機器導入時の作業工数の抑制、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
期日前投票管理システムサーバー購入	自 R4.6.15 ～ 至 R5.3.31	株式会社ムサシ北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2	2,564,100	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、システムのセットアップ等がスムーズになり、費用も最小限に抑えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和4年度 明和町役場庁舎設備機器保守点検業務	自 R4.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社神寛	館林市松原二丁目6番26号	2,970,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		庁舎の空調の保守は(株)神寛が行っており、同社はその構造・使用を熟知している。よって、同社以外の者から役務の提供を受けることは十分な便益を享受することができない。したがって、本業務は、同社が唯一の相手方であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
明和町役場公用車リース	自 R4.7.6 ～ 至 R9.7.5	株式会社トヨタレンタリース群馬	高崎市東町80番地	4,092,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		仕様書に当てはまると考えられる車はモデルチェンジによる受注停止により確保が困難になっている。更にコロナ禍における部品調達の遅れも重なることから、納車は納車希望日を大幅に遅れると見込まれる。この状況下において、見積依頼業者ではその間の代車を無償で提供するとしており有利な価格で契約締結ができる見込みがあるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
明和町オールインワンのまちづくり記録業務委託	自 R4.4.13 ～ 至 R5.3.24	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331番地1	1,870,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		株式会社邑楽館林まちづくりは、川俣駅周辺整備事業の事業主体であり、矢島地区集客施設用地の造成工事について、明和町土地開発公社より受託しており、両事業の進捗状況を的確に把握し、適時に撮影できる条件を満たす唯一の事業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度～令和8年度機械警備業務委託の契約締結	自 R4.4.1 ～ 至 R9.3.31	セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1-10	4,032,600	総務課
		随意契約時の選定理由			
		庁舎の機械警備はセコムが行っており、機械を更新すると多額の工事費用が発生する。よって、同社以外の者から役務の提供を受けることは十分な便益を享受することができない。したがって、本システムの保守業務は、同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度広報めいわ及びカレンダー印刷製本業務	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	東京広告株式会社	太田市西新町12-2	広報めいわ 1.59円/頁 カレンダー 7.12円/頁+消費税	総務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、金額だけではなく印刷技術も重要であり、見積合わせ結果と技術力を点数化し比較することで業者選定を行っている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適さない)			
地方税電子申告支援サービスの利用	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	2,739,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		(株)TKCは、地方税共同機構から地方税ポータルシステム(eLTAX)の認定委託先事業者として認可を受けており、(株)両毛システムズは、(株)TKCのみeLTAXサポート事業者として認可を受けている。現在、当町では、(株)両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されているため、このサービスの利用契約ができるのは(株)TKCのみとなる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和4年度町税賦課等に関する電算処理業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	8,984,360	税務課
		随意契約時の選定理由			
		当町では株式会社両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されており、他事業者へ電算処理の業務委託を行うと、既存システムの改修費用やデータ移行作業費用等が発生するなど著しい支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和4年度明和町固定資産課税客体調査業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社パスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	5,280,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、固定資産税の令和6年度の評価替え基準年度に向けて、地番図及び家屋図の更新を行い正確な課税客体を把握するため、前年度から継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している同社が最も効果的で適切・確実に履行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度各種健(検)診業務実施に伴う受診票作成及び名寄せ封入封緘業務委託	自 R4.4.1	株式会社タナカ	栃木県宇都宮市平松本町1101-14	1,503,810	住民保険課・健康こども課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R4.4.30	本事業は、受診票や封筒等の印刷や年齢・性別によるパターンごとの印字作業からパターン分けした印刷物の封入封緘作業までの一元化した業務を実施するものである。このパターンは明和町独自に作成されており、プログラム構築までの時間と費用を要する。(株)タナカは町の印字プログラムがすでに構築できており、期間の短縮及び経費の削減が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度特定健診等受診率向上対策事業業務委託	自 R4.4.1	株式会社キャンサースキャン	東京都品川区西五反田1丁目3-8	3,207,776	住民保険課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R5.3.31	本事業は、特定健診審査受診率向上のために実施する群馬県国民健康保険団体連合会との共同事業である。(株)キャンサースキャンは、同連合会が制定した令和5年度特定健診等受診率向上対策事業実施要綱第2項に規定する指定業者であり、同事業を実施する唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度集団健診予約システム構築整備委託	自 R4.4.1	サンデンシステムエンジニアリング株式会社	伊勢崎市宮子町3450番地8	1,538,900	住民保険課・健康こども課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R4.5.31	本事業で導入する予約システムは、行政総合ネットワーク(LGWAN)での運用が可能であるため、予約専用ネットワークとPC端末の用意が不要であり、導入費用を著しく削減することができる。またサンデンシステムエンジニアリング(株)は、本町の「国保情報データベース」の導入実績があり、国保加入者を対象とした特定健診において、医療費適正化に向けた被保険者情報の連携を行うことができる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度集団健診業務委託	自 R4.4.1	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	8,790,562	住民保険課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R5.3.31	明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度マイナポイント設定支援等委託	自 R4.12.15	株式会社両毛ビジネスサポート	桐生市広沢町2丁目2961番地	1,551,000	住民保険課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R5.2.28	本事業は、マイナポイントを申込するために必要なパソコン等の機材や専門的に支援できる体制が急遽必要となり、他の事業者では発注後1～2週間程度の研修や準備期間が必要であるが、選定業者においては発注後即対応可能であったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システムの改修業務	自 R4.11.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	7,106,000	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の戸籍情報総合システムを改修するものであり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修業務	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,540,000	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の住民基本台帳システム(G.Be_U)を改修するものであり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
明和町保健センター用地賃貸借契約	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	6,698,061	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施工に関する協定書により、本事業の対象施設である保健センターの施設整備の事業者であり、さらに、本件土地の所有者であることから、本契約と不可分な関係にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度明和町保健センター総合管理業務	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	6,603,542	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和4年2月26日付明和メディカルセンタービル管理規約第6条第2項の規定に基づき設置した明和メディカルセンタービル施設管理者選定委員会で選定された事業者であるため、特命随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度ふれあいセンタースズカケ夜間受付業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,300円/時間+消費税の出来高年間見込額1,961,375円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度ふれあいセンター ポプラ夜間受付業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,300円/時間+消費税の出来高 年間見込額1,961,375円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。			
令和4年度下江黒地区ほ場 整備に伴う付帯工事	自 R5.1.18 ～ 至 R5.5.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687	14,993,000	産業環境課
		随意契約時の選定理由			
		土地改良事業(本体工事)を当該業者が県から受注し、施工しているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(目的が競争入札に適しないもの)			
令和4年度 単独公共 道路台帳補正業務委託	自 R5.1.11 ～ 至 R5.3.31	株式会社パスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	2,431,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、既存の道路台帳システムに補正を加えるものである。既存の道路台帳システムは、当該業者が作成したものであり、密接不可分な関係にある。 また、同システムを当該業者以外にシステムの補正を履行させると、道路台帳システムの再構築から行う必要があり、莫大な時間と費用がかかる。 上記の理由により道路台帳システムを作成した当該業者と契約することで、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道68号線外2線 街路樹維持管理業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994番地	957,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、明和町内の街路樹の維持管理を委託するものであり、過去の実績から、町の設計額よりも著しく有利な価格で契約できる見込みがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和4年度 単独公共 谷田川堤防等道路占用箇所 維持管理業務委託	自 R4.5.9 ～ 至 R4.11.30	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	5,808,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		該当の占用箇所は通勤・通学に利用されており、既に草が生い茂っており安全通行の妨げになっているため緊急に対応する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和町の長寿命化修繕計画の更新業務	自 R4.5.27 ～ 至 R5.3.31	公益財団法人群馬県建設技術センター	前橋市大渡町一丁目10番地の7	1,738,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		道路メンテナンス補助の要件が変更となり、すべての橋梁に対して長寿命化修繕計画を策定する必要があることから、当業務に精通しており、また、地域一括で発注することで委託費用を安価にすることが見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和4年度 単独公共 町道58号線 舗装補修工事	自 R4.4.15 ～ 至 R4.6.3	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	2,761,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		請負業者は、東部水道企業団発注の舗装補修工事の受注者であり、本工事と併せて施工することで、工事期間の短縮と経費の削減が見込めるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道3-296号線 舗装補修工事	自 R4.6.20 ～ 至 R4.8.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	3,300,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道の舗装の割れや轍等の道路の破損箇所を補修する業務である。対象路線は、工業団地周辺の道路として利用されている道路であり、緊急の対応を行わなければ、重大な町民生活等への影響が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和4年度 単独公共 町道60号線 舗装補修工事	自 R4.8.25 ～ 至 R4.11.30	河本工業株式会社	館林市北成島町2544番地	4,565,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、鉄道踏切付近の町道の舗装の割れや轍等を補修する業務である。鉄道事業者である東武鉄道(株)と事前調整を行った結果、東武鉄道(株)が発行する有資格を保有している業者でなければならないとの回答があった。当該業者は、東武鉄道(株)発行する有資格を保有している県内唯一の業者であり、近隣市町村が発注する大半の鉄道関連事業を受注している実績がある。 また、本工事は、鉄道敷内を補修する工事であり、鉄道事業者と密な協議及び夜間施工となる。当該業者は、平成27年度に同様の工事を請け負った実績がある。 このことから、当該業者に施工させることにより、工期の短縮、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で、有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道11号線 舗装補修工事	自 R4.12.2 ～ 至 R5.3.17	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	10,318,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道の舗装の割れや轍等の道路の破損箇所を補修する業務である。対象路線は、舗装の割れや穴や法面の崩れ等が見られ、緊急の対応を行わなければ、重大な町民生活等への影響が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和町の管理する橋梁定期 点検	自 R4.5.20 ～ 至 R5.3.31	公益財団法人群馬県建設技術センター	前橋市大渡町一丁目10番地の7	6,413,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		近隣市町村の橋梁と併せて、橋梁点検を一括発注することで、委託費用を安価にすることが見込まれ、また、他市町村や群馬県と、点検結果の尺度の統一化を図ることができるため、地域一括発注を依頼するものです。 (地方自治法施行令167条の2第1項第7号)			
令和4年度 単独公共 道路案内標識設計業務委託	自 R4.11.4 ～ 至 R5.1.20	技研コンサル株式会社	前橋市国領町二丁目21番12号	1,441,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		計画箇所付近の道路整備をするための設計業務を請負ったことがある業者であり、現地の状況を十分に把握しているため、工期短縮と経費削減が見込めるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道2-111号線 測量調査等業務委託	自 R4.7.27 ～ 至 R4.12.28	有限会社北村測量設計	館林市大街道一丁目7番31号	1,719,537	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該町道に隣接する土地の一部で住宅を建築する予定があり、早急に測量し登記処理を完了する必要があるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第5号)			
令和4年度 単独公共 町道3-115号線 測量業務委託	自 R4.12.2 ～ 至 R5.3.31	株式会社GIS関東群馬支店	館林市上三林町1652番地2	7,700,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、小規模な生活道路の測量を委託する業務である。 指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道1-245号線外2線 測量設計業務委託	自 R4.7.1 ～ 至 R5.1.31	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-2	8,800,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、小規模な生活道路の測量設計を委託する業務である。 指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 単独公共 町道2-102号線 測量設計業務委託	自 R4.7.5 ～ 至 R4.10.31	東毛測量設計株式会社	館林市高根町20番地の6	6,160,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、小規模な生活道路の測量設計を委託する業務である。 指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道2-155号線 測量設計業務委託	自 R4.6.20 ～ 至 R4.12.16	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-2	4,290,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道2-155号線道路整備事業における測量設計業務である。 当該業者は、令和3年度に本路線の測量業務を請負った業者であり、現地の状況を十分に把握しており、以前の測量成果の用いることで工期短縮と経費削減が見込めるため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
令和4年度 単独公共 町道2-155号線 物件補償調査業務委託	自 R4.11.11 ～ 至 R5.2.28	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-2	550,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道2-155号線道路改良に伴う用地調査業務である。 当該業者は、町道2-155号線の測量設計業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和4年度 道路改良工事 町道19号線 道路改良工事	自 R5.2.17 ～ 至 R5.3.31	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	12,650,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		近接の舗装新設工事を施工している状況であり、同現地の状況を十分に把握している請負業者に施工を依頼することで、工期短縮と経費削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道2-507号線ほか 土砂等処分工事	自 R4.12.19 ～ 至 R5.3.24	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	8,800,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		群馬県が発注した県道麦倉川俣停車場線の道路工事に伴う発生土砂等の処分があり、同現地の状況を十分に把握している当該工事の請負業者(荒井建設 株式会社)に施工を依頼することで、工期短縮と経費削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 単独公共 町道3-405号線(県道交差点 部)道路改良工事(分割2号) に伴う付帯工事(その1)	自 R4.10.7 ～ 至 R5.3.17	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	2,090,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の道路改良工事を当該業者が請負っており、本工事は道路改良工事と密接に関連する工事であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 町道3-405号線(県道交差点 部)道路改良工事(分割2号) に伴う付帯工事(その2)	自 R5.2.17 ～ 至 R5.3.17	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	4,510,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の道路改良工事を当該業者が請負っており、本工事は道路改良工事と密接に関連する工事であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 利根川堤防道路占用箇所 維持管理業務委託	自 R4.4.25 ～ 至 R4.11.30	河本工業株式会社	館林市北成島町2544番地	1,199,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、利根川堤防の占用箇所において、舗装道路の両側1mは町が管理することになっている。町管理箇所を除いた箇所は、利根川上流河川事務所が管理を行う範囲である。 そこで町管理部分の除草作業を行うにあたり、利根川上流河川事務所が依頼する業者及び作業時期を統一し、作業を行うことで機材の運搬費等が抑えられ、安価かつ効率的な作業の実施が見込める同一業者にて作業を実施したいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和4年度 単独公共 下水 道台帳システム更新・保守業 務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	オリジナル設計株式会社	高崎市江木町338番地4号	1,925,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和3年度～令和5年度 明 和町公共下水道事業地方公 営企業法適用業務委託	自 R3.5.10 ～ 至 R6.2.26	株式会社ぎょうせい	東京都江東区新木場一丁目18番11号	32,560,000(3年間)	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は昨年度に策定した明和町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画と不可分の関係であり、コスト及び工期縮減、精度の高い成果が期待できるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和町公共下水道事業 流入渠水位計修繕	自 R4.4.28 ～ 至 R4.8.31	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	3,080,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該機器の制御プログラムや各種配線状況などを含め、現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、設備を稼働させた状態で更新を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度 明和町公共下水道事業 水位計修繕	自 R4.9.28 ～ 至 R5.3.31	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	3,278,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該機器の制御プログラムや各種配線状況などを含め、現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、設備を稼働させた状態で更新を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度 明和町公共下水道事業 シーケンスコントローラー修繕	自 R4.4.28 ～ 至 R5.2.28	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	9,460,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該機器の制御プログラムや各種配線状況などを含め、現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、設備を稼働させた状態で更新を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和4年度 明和町公共下水道事業 ケーキ貯留ホツパ制御盤修繕	自 R4.9.26 ～ 至 R4.12.19	メタウォーター株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	1,760,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業者は、ケーキ貯留ホツパの設置業者であり、現場状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、施設を稼働させた状態で作業を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和4年度 明和町公共下水道事業 ケーキ貯留ホツパロードセル修繕	自 R4.9.26 ～ 至 R4.12.19	メタウォーター株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	3,245,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業者は、ケーキ貯留ホツパの設置業者であり、現場状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、施設を稼働させた状態で作業を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和町公共下水道事業 脱水機用ポンプ修繕	自 R4.11.9 ～ 至 R5.3.31	株式会社鶴見製作所	東京都台東区台東一丁目33番8号	1,408,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて設置が行われており、設備を稼働させた状態で修繕を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。			
令和4年度 明和町公共下水道事業 圧送管等設置工事 設計積算及び施工管理業務委託	自 R4.4.22 ～ 至 R5.3.31	公益財団法人群馬県建設技術センター	前橋市大渡町一丁目10番地の7	3,146,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		(公財) 群馬県建設技術センターは、県や市町村における建設行政を補完支援する機関として、積算業務をはじめ、行政内部の資料作成を行っており、建設行政に関する業務を行う県内唯一の公共性の高い機関である。本業務は、群馬県県土整備部が発行する積算基準及び標準歩掛に基づいた設計積算書の作成を行うものであり、設計書作成に伴う積算システム(非公開単価を含む)の使用が可能な法人であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和4年度 単独公共 明和町都市計画マスタープラン改定業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.24	大日本コンサルタント株式会社群馬営業所	前橋市表町2-2-6	5,709,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		契約業者は、平成30年度に策定した都市計画マスタープランの高度版である立地適正化計画を受注した業者であり、館林都市計画圏における都市計画マスタープラン策定の実績がある。 本業務において要求される知識、能力等を有しており、業務への習熟及びノウハウがある上記業者に業務委託することで、円滑な業務推進、質の高い成果及び実績によるバックデータ等の使用によりコスト縮減が見込まれるため。			
令和4年度 都市構造再編集 中支援事業 明和町総合的交通ネットワーク検証策定業務委託	自 R4.4.5 ～ 至 R5.3.30	大日本コンサルタント株式会社群馬営業所	前橋市表町2-2-6	5,500,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		契約業者は、総合的交通ネットワーク検証・策定業務委託【都市計画道路の見直し業務】にも綿密に関連する『令和4年度 単独公共 明和町都市計画マスタープラン改定業務委託』を受注している業者である。 本業務において要求される知識、能力等を有しており、業務への習熟及びノウハウがある上記業者に業務委託することで、円滑な業務推進、質の高い成果及び都市計画マスタープランのデータ等の使用によるコスト縮減が見込まれるため。			
令和4年度 単独公共 スズカケ公園植栽維持管理業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	有限会社キムケン	邑楽郡明和町下江黒216	1,760,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994	2,530,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和4年度 単独公共 川俣駅自由通路エレベーター・東口ペDESTリアンデッキエスカレーター保守点検業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	2,640,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		株式会社邑楽館林まちづくりは、本エスカレーターを含む川俣駅東口ペDESTリアンデッキ整備工事の受注者であるため、エスカレーターの様を熟知している。また、ペDESTリアンデッキにつながる明和メディカルセンタービル内のエレベーターを管理している実績があり、緊急時や故障時において適正な業務が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和4年度 単独公共 川俣駅自由通路 維持管理業務委託	自 R4.4.1 ～ 至 R5.3.31	東武ビルマネジメント株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番12号	2,600,400	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		東武ビルマネジメント株式会社は、東武鉄道のグループ会社として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるものと考えられる。 また、自由通路の消防設備は川俣駅とも連動しているため、駅舎の維持管理を担っている東武ビルマネジメント株式会社に委託することで、万が一火災が発生した場合には、迅速に対応でき、設備が故障した場合には原因の特定や責任の所在が明確になるといえる。 さらに、本業務では、架線上の清掃をする際に、東武鉄道より認定証の交付を受けていることが要件となるが、東武ビルマネジメント株式会社は、認定証の交付を受けている。 以上の理由から、利用者の安全性と快適性を確保するために、東武ビルマネジメント株式会社を見積業者として選定した。			
職員用コンピュータシステム賃貸借	自 R4.4.1 ～ 至 R9.3.31	株式会社)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	22,077,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		システム更新にあたり、既存のネットワーク、パソコン教室及び学校図書システムと接続して運用する必要があるため、他社が更新する場合はシステムを一から構築する必要があるため、コストや障害発生リスクが増大する。また、更新時に必要な既存データの移行作業も、サーバを管理している同社で行うことで、コストや時間を最小限に抑えることができる。さらに、今回の更新ではコスト削減のためPC本体とそれに付随するソフトウェア及び一部機器のみの更新とし、その他の機器は再リースとするため、他社が更新する場合は機器の相性問題や障害が発生した際の対応が困難になる。これらの理由に加えて、世界的な半導体不足によって機器の調達が困難になっていることもあり、教職員の業務に支障が無いよう早急な対応が必要であるため。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和矢島地区造成事業 側溝嵩上工事	自 R4.9.26 ～ 至 R5.2.28	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	2,094,730	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		町発注の道路改良工事に隣接する区域であり、町発注工事で設置する水路構造物と本工事で設置する水路構造物は一体となるので密接不可分の関係にあり、一貫した施工が必要とされるため			
令和4年度 明和矢島地区造成事業 矢島向新田遺跡出土遺物洗浄・注記・図化等整理業務委託	自 R5.3.22 ～ 至 R5.7.31	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15-3	4,400,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業用地の業務経験があり、文化財調査の登録民間調査組織一覧表に登録されている唯一の企業であるため			
令和4年度 明和矢島地区造成事業 車止め設置工事	自 R5.3.24 ～ 至 R5.4.24	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100	2,200,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		分譲先企業の要望により早急に施工が完了しなければならないため			
令和4年度 明和大輪中造成事業 治水協議資料作成業務委託	自 R4.6.14 ～ 至 R4.8.31	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15-3	1,485,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		市街化区域編入スケジュールを考慮し、緊急的に治水協議を整える必要があるため			
令和4年度 明和矢島地区造成事業 排水側溝布設工事	自 R4.9.8 ～ 至 R5.3.15	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25-1	14,300,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		分譲先企業の建築工事に合わせ整備する必要があるため、早期に工事完了させる必要があるため			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和4年度 明和東部工業団地造成事業 邑楽用水橋梁工事	自 R4.9.20 ～ 至 R5.4.28	株式会社徳川組	邑楽郡邑楽町大字赤堀1111	158,070,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		邑楽用水路管理者の条件により、10月から3月の期間中に実施する必要があるため、また分譲予定を踏まえ、本年度渇水期中に工事を完了させる必要があるため			
令和4年度 県道麦倉川俣停車場線ほか 土砂等処分工事	自 R4.12.19 ～ 至 R5.3.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	6,710,000	土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		群馬県発注の道路工事に伴う発生土砂等の処分であり、当該工事の一貫として工事を行う必要があるため			